



監査告示第12号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和4年5月1日から同月25日まで実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和4年6月27日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 多田羅 純一

令和4年度第2回定期監査結果報告

1. 監査の対象 総務課

2. 監査の期間 令和4年5月1日から同月25日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和4年7月29日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 契約事務について

基本的な契約事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、契約に関する法令、例規、庁内マニュアル等を遵守し、適正な契約事務を執行されたい。

- ①契約必要書類が期限内に提出されてはいるが、速やかに契約締結がされていないもの
- ②契約保証金の免除の根拠となる添付資料に不備があるもの
- ③契約関係書類で未記入の箇所があるもの

(2) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

①補助金交付事務で添付資料に一部不備があるもの

【要望事項】

全庁的な業務の指導については、年度当初の説明会において詳細な資料を作成し、庶務担当者等へ説明をされている。しかしながら、監査において各課同様な指摘事項が多く、毎年繰り返されているのが現状である。指摘事項の減少に繋がるよう、各種事務の取扱いについて関係各課と連携・協力し各課への指導について、より効果的な方法を検討され事務改善に努めるよう要望する。

令和4年度第2回定期監査結果報告

1. 監査の対象 危機管理課

2. 監査の期間 令和4年5月1日から同月25日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和4年7月29日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

① 補助金交付事務で交付要綱の規定どおり事務執行がなされていないもの

【要望事項】 該当なし

令和4年度第2回定期監査結果報告

1. 監査の対象 建築住宅課

2. 監査の期間 令和4年5月1日から同月25日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼し、監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和4年7月29日（金）までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遺漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

(1) 補助金事務について

基本的な補助金の事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、補助金に関する法令、例規、要綱等を遵守し、適正な補助金交付事務を執行されたい。

- ①補助金交付事務で交付要綱に規定する追加交付となった決定過程・理由が
分らないもの

(2) 文書事務について

切手受払簿で修正テープを使用しているものが見受けられた。公文書においては、軽微な修正を行う場合でも修正テープ等による修正は修正前の状態が明らかにならず、また誰が修正したかがわからないため責任の所在が不明確となり適正な文書管理とはいえない。見え消しで修正するなど適正な事務処理を行うべきである。

【要望事項】 該当なし